

第 2 1 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 月 8 日（金）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第21回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和3年1月8日（金）
- 2、開催場所 保健文化センター視聴覚室（ホール）
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦
- 4、出席委員（17名）

1番 加藤岡 一 弘	2番 内 山 充 弘
3番 中 村 和 敏	4番 積 田 敏 春
5番 川 嶋 一 美	6番 林 千佳夫
7番 榎 澤 正 治	8番 板 倉 小百合
9番 内 海 亮 一	10番 梅 原 英 男
11番 若 菜 義 人	12番 志 賀 典 夫
13番 齋 藤 重 幸	14番 布 施 和 彦（会長）
15番 鵜 澤 英 夫（職務代理者）	16番 今 関 喜 明
17番 蔭 山 秀 男	
- 5、欠席委員（なし）
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～6）
 - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）
 - 第5 議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供について
（賃借料情報）
 - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）
 - 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案の作成について
（農地中間管理事業）
 - 第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

- 第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1～4)
- 第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出に
ついて(整理番号1～2)
- 第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について(整理番号1)
- 第12 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について(整理番号1～6)
- 第13 報告第6号 転用事実確認証明について(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主	査	千葉	利憲
主任書記	小田切	基樹	書	記	門野	祥和

◎開 会

○議長 第21回大網白里市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 次に、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないものと認め、指名いたします。

齋藤重幸委員、鶴澤英夫委員、両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～6)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第1号整理番号1から6の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

まず、整理番号1と2は、農作業の効率化のため相互に土地を交換するもので、関連がありますので、一括して説明いたします。

整理番号1の申請地は、永田字南沼の地目、田が1筆、面積1,021平方メートルでございます。整理番号2の申請地は、永田字柳堤の地目、田が1筆、面積975平方メートルを交換により所有権移転しようとするものでございます。

各案件の位置につきましては、図面の①に1-1、1-2と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから8ページとなります。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は池田字仙間古新畑、地目、畑が2筆、合計面積1,867平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから13ページとなります。

次に、整理番号4。申請地は、清名幸谷字堂面、字若宮及び字東谷の地目、田が2筆、地目、畑が1筆、合計面積2,044平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の③に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の14ページから20ページとなります。

議案書の3ページをご覧ください。

次に、整理番号5。申請地は、細草字明地、地目、畑が3筆、合計面積870平方メートルを贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、養蜂のための採蜜畑として利用するため、義務者は、高齢のためであります。

案件の位置につきましては、図面の④に1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の21ページから24ページとなります。

次に、整理番号6。申請地は、四天木字南新田の地目、畑が1筆、面積664平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の⑤に1-6と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の25ページから28ページとなります。

以上、整理番号1から6につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1と2の案件について一括して、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 整理番号1及び2について、一括して調査報告申し上げます。

内容等は事務局説明のとおりです。

農作業の効率化を図るため、権利者、義務者がおのおの所有する田を交換する所有権の移転です。

まず、整理番号1について、12月30日に義務者、権利者本人から聴取を行いました。

1月4日に、内海委員と現地確認を行いました。本件の対象となる田は耕作されており、問題はありません。

義務者と権利者は、居住する区は違いますが、耕作地も近いことから、以前から農家仲間として知っていたとのことでした。交換については、以前にも話があったとのことでしたが、当時は義務者が相談した人からあまりいい返事をもらえず中断となったが、今回ようやく本件の申請に至ったとのことでした。

交換で取得する田は、義務者所有地の隣地であり、取得できれば移動の時間も少なく済み、1枚の田にまとめれば作業の効率化もさらに図れるので、交換することにしたとのことでした。義務者は、所有する田の隣であり、跡を継いでくれるであろう息子さんの作業効率等を考えて交換することにしたとのことでした。

次に、整理番号2について、整理番号1の権利者が2では義務者に、整理番号1の義務者は2では権利者になります。

1月4日に内海委員と現地確認を行いました。本件の対象となる田は耕作されており、何ら問題はありません。

整理番号1及び2の権利者、義務者はいずれも営農設備を所有する既存農業者であり、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、議案第1号、整理番号3について調査報告いたします。

理由については、事務局の説明のとおりです。

権利者と義務者の関係は、知人の紹介とのことでした。

義務者については、12月30日11時に申請場所にて待ち合わせして、地番、それから面積等について、売買による所有権移転を確認したところ、間違いがないということでした。

この申請地については、大字が池田になっておりますけれども、池田の飛び地でありまして、沓掛地区にありまして、縣神社の前、細道をヌーヴェルゴルフ場のほうへ抜ける中間地点にありました。この申請地については、3年前までは兄がハウレンソウ、またカラシナ等をつくっていたということですが、その後、亡くなりましたので何もつくっておらず、現在雑草が生えている状態でした。耕うんすればすぐ畑に戻る状態です。

そして、権利者については、1月4日に朝7時20分に電話にて確認したところ、申請どおり地番、面積等を確認したところ、売買による所有権移転に間違いのないことを確認が取れました。営農計画書どおり、落花生をつくるということですが、権利者は専業農家で、耕作面積、稲作中心だと思いますけれども、大変大型の農家です。機械類も十分ご用意しているという状況です。また、認定農業者の申請中とのことで、大変意欲的な農家を感じられました。

問題ないと思いますが、皆さんの慎重な審議、よろしくをお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いたします。

○鶴澤委員 それでは、議案第1号、整理番号4について、調査報告申し上げます。

申請の理由については、事務局の説明のとおりでございます。

去る1月3日、権利者にお会いし、申請地の確認と及び権利者に今回の経緯についてお話を聞いたところ、義務者のほうから申請地を買っていただきたいとお願いされたとのことでした。この申請地は、義務者の父親が亡くなってから、現在まで耕作をしていたので、承諾したとのことでした。

義務者は市外に住んでおりますので、電話で聞き取り調査をいたしました。お話によりますと、現在のところに居住して50年ほどたちまして、私も高齢なので生家のほうに戻る気はないということで、健康なうちに農地と、農地ではございませんが宅地を整理したいと思い、家族で相談したところ、賛成していただきましたので、隣でもある権利者に買って

いただきたいとお願いしたところ、承諾していただきましたので、安心いたしましたとのことでございました。

なお、権利者は、昨年の12月に定年退職されまして、今後は父の跡を継いで農業を行っていきますとのことで、また権利者は、土日の休みの日や農繁期には会社を休みを取って手伝っておいりましたので、仕事のほうも問題もなく、農業機械もそろっておりますので、何ら問題ないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の件について、内山充弘委員、よろしくお願いたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

申請地には、12月28日に確認に行き、権利者と義務者には12月29日に電話にて調査を行いました。

申請地については、詳細資料22ページ、23ページをご覧ください。

義務者は、市外に住まれていて、義務者の母親が10年くらい前まで申請地の隣接地に住まっていたそうです。親が亡くなった後は義務者が管理されていて、高齢になったため、耕作してくれる人や土地の売買などを検討していたとのことです。

権利者は、養蜂農家で、合同会社の社員として経営に携わっており、今後も耕作地を増やしたいという意欲的な農業者です。農機具も整っておいりました。

そこで、申請地の隣で耕作している権利者に相談をして、以前より親交の深い関係だったことから、今回の贈与による所有権移転の申請に至っております。

申請地は、農機具で耕せば耕作できる状態でした。

皆様の慎重なるご審議をお願いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願いたします。

○川嶋委員 整理番号6について、ご説明します。

事務局の説明どおりですが、12月29日に義務者、権利者とも会って、話を伺ってきましたので、報告させていただきます。

当該の畑は、権利者のお宅のすぐ近くにあり、権利者の畑と隣接していて、以前より権利者のご主人が購入するとの話をしていたとのことでしたが、そのままになっていたとのこ

とです。最近、権利者のご主人が亡くなり、今回、生前にしていた畑の売買の件を行ったとのことです。権利者は高齢ですが、娘さんがおり、実家に来て畑を手伝うとのことでした。娘さんにも電話で確認したところ、今はまだ何も作付はしていないが、今後は権利者と一緒に落花生やタマネギを栽培していくとのことでした。また、おじさんも市内に在住しているのです、来て手伝うとのことでした。

耕作する農機具もそろっており、問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から6について質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から6について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1と2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1と2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、南玉字箕輪の地目、畑が1筆、面積704平方メートルを買い受け、サバイバルゲーム場用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の29ページから35ページになります。

事業を行う理由につきましては、現在隣接地でサバイバルゲーム場を運営しており、申請地を拡幅するために計画したとのことでした。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外で、第2種農地に該当すると思われれます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、現状が平らなため整地を行わず、雑草を刈った後、障害物となるバリケードを設置する計画となっております。

ます。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号2。申請地は、永田字打越の現況地目、畑が3筆の合計面積624平方メートルに貸借による地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に2-2と表記された箇所が当該地で、詳細資料につきましては、A4判縦の36ページから43ページになります。

施設の概要は、太陽光パネル228枚、パワコン10台を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、権利者が義務者から地上権の設定を受け、太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うことによって収益を上げるために計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の農地で、一番下の筆は第3種農地、それ以外の2筆は第2種農地に該当すると思われま。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立ては行わず、整地後軽く転圧をかける計画となっております。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

また、設置する工作物は、高さ2.6メートル程度で、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインが該当し、担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1の案件について、林千佳夫委員、よろしく申し上げます。

○林委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告いたします。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

1月4日に、1時30分に若菜委員と権利者、義務者と申請地において待ち合わせしまして、申請地を確認、所有権移転についての確認したところ、権利者、義務者とも申請どおり間違いがないということでした。

申請地の周りはサバイバルゲーム用地の中にありまして、申請地に入る道はなく、ロープが張られておりまして、ススキ等も生えている状態でした。大網駅近くでありまして、外房線の線路がかさ上げされまして、入る道がないというふうなことで言っておられましたが、裏は山に囲まれているという状態でした。

周辺には農地はないため、また土砂の流出、崩壊等のおそれはないと思われま

す。皆さん方の慎重な審議、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、整理番号2の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、整理番号2について、調査報告申し上げます。

理由等は、事務局の説明のとおりです。

権利者、義務者ともに遠方であり、12月31日に電話で聴取しました。

1月4日に内海委員さんと現地確認を行いました。対象地は、ススキが全面生い茂った維持管理のあまりされていない畑です。また、周囲の大半も無耕作地です。対象の土地は、2人の義務者が2分の1ずつ所有しています。2人は同じ町内に住む古くからの友人、同級生のように、取得の経緯は、1人の方の奥さんが大網白里市の出身で、奥さんからの情報でご主人が取得、1人では負担も大なことから、もう1人の方に2分の1を持ってもらったということでした。

以前は管理のために大網まで来ていたようですが、高齢となりそれもできなくなり、権利者の配布したチラシを見て資産の有効活用を依頼し、太陽光発電施設用地として本件地上権を設定するに至ったとのことでした。お2人とも申請には間違いなしとの回答です。

権利者については、担当の社員から聴取しています。義務者からの申出により、1年ほど前に着手し、ようやく申請に至ったとのことでした。申請には間違いなしとのことです。

念のため、権利者についてインターネットで調査しました。権利者は、昭和57年に設立され、太陽熱温水器の工事から始まって、昭和59年にはソーラーシステムの販売を開始している業歴のある法人で、県内にとどまらず、茨城や東北にも進出しています。震災後は売電事業に注力し、2020年1月には従業員も140名ほどにもなっております。売上げ、収益ともに堅調のようです。よって、災害発生時の対応も自社で十分可能なものと思われま

す。以上につき、問題のない案件とは思われますが、慎重なるご審議、お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1から2について質疑に移ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から2の案件について、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2の案件は、原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号(賃借料情報)

○議長 次に、日程第5、議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4-1ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農地の貸し借りをしようとする場合の目安となる賃借料について、令和3年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

内容につきましては、小田切主任書記から説明をさせていただきます。

○事務局 では、自席にて説明させていただきます。

それでは、議案書の4-1ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供についてでございます。

本議案は、令和3年1月からの賃借料情報を提供するためにお諮りするものでございます。

賃借料は、昨年1月から12月までの1年間における、農地法第3条による農地の賃貸借や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、実際に締結された賃借料のデータを基にして、10アール当たりの賃借料の平均金額、最高額、最低額を算出しております。

まず、田の部の賃借料につきましては、農業振興地域の農用地区域内の場合、524のデータを基にした平均額は1万5,400円、農用地区域外の場合、43のデータを基にした平均額は1万5,100円となります。参考といたしまして、大網白里市全域の平均額は1万5,400円となります。

次に、畑の部の賃借料につきましては、大網白里市全域で60のデータを基にした平均額は1万円となります。なお、賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ60キログラム当たり1万3,060円で換算して算出しております。

A4縦の大網白里市賃借料情報、参考をご覧ください。

今回算出した賃借料につきまして、前年の金額と比較すると、田の部は1万8,300円から1万5,400円と値下がりしており、畑の部は9,500円から1万円と値上がりしております。この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので、拘束力はなく、実際の契約の際には、契約当事者間でよく協議した上で締結していただくこととなります。

次に、今後の予定につきましては、本総会におきまして賃借料情報の承認をいただくことができましたら、広報の2月号に掲載させていただきたいと考えております。

また、市のホームページにつきましては、今月中に掲載させていただいて、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供についてを採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号(利用権設定)

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第4号の整理番号7の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくこととなります。

つきましては、整理番号1から6の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということでございますので、それでは、事務局から議案第4号、整理番号1から6について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書6ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者6人、利用権の設定をする者9人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が25筆で合計面積3万5,470平方メートル、畑が8筆で合計面積7,048平方メートル、田・畑を合わせた合計面積は4万2,518平方メートルでございます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が1件、更新契約が6件でございます。

整理番号1から所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。大網地内の田が2筆、合計面積2,042平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新であります。

次に、整理番号2、小中地内の畑が3筆、合計面積2,783平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3、小中地内の地目、畑が3筆、合計面積2,609平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号4、大網及び富田地内の地目、田が11筆、合計面積1万596平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号5、北飯塚及び柿餅地内の地目、田が10筆、合計面積1万8,956平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号6、四天木地内の地目、田が2筆、合計面積3,876平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、更新であります。

以上、整理番号1から6の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。整理番号1から6について、全て契約の更新の案件のため、調査報告は省略させていただきたいと思っております。

これより、整理番号1から6について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号7について審議に入ります。

整理番号7の案件につきましては、板倉小百合委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号7について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の10ページをご覧ください。

整理番号7です。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

細草地内の畑が2筆、合計面積1,656平方メートル、6年、金納、10アール当たり1万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

整理番号7の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、整理番号7は新規契約の要件設定案件のため、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号7について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

貸付人、借受人には、12月29日に電話にて調査いたしました。

貸付人は、ご夫婦で農業を営んでいますが、後継者がいないため、耕作を縮小したいとのことでした。耕作をしてくれる人を探していたところ、近所でもある借受人に相談をしたそうです。

借受人は専業農家で、農機具も整っていきまして、水稻、施設野菜、露地野菜の作付を行う意欲的な農業者です。貸付人からの相談を受け、耕作地も近く、管理しやすいことで、今回の申請に至っております。

問題はないと思われませんが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号7について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から7の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第5号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第7、議案第5号 農用地利用配分計画案の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局より議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、1件の農用地利用配分計画となりますが、既に利用集積計画により農地中間管理機構に借入れされており、新たな借受人に利用配分計画の作成により転貸しようとするものであります。

議案書の13ページをご覧ください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住

所が記載されております。

次に、14ページをご覧ください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

最後に、議案書の17ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがなされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、議案第5号につきまして一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第5号 農用地利用配分計画案の作成について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第6号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、日程第11、報告第4号 軽微な農地改良の届出について、日程第12、報告第5号 農地の転用事実に関する照会について、日程第13、報告第6号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

なお、報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の18ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり、1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の19ページから20ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり、4件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1と2は、それぞれ所有権移転し、専用住宅用地にしようとするものでございます。

整理番号3と4は、それぞれ所有権移転し、駐車場用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり、2件の届出がございました。

この届出の内容につきましては、農地を農地以外のものにする場合は、県知事の許可を受ける必要がありますが、政令で定めるところにより、農地の転用の制限の例外案件は届出を行うこととなっております。今回の届出は、例外案件である耕作を行う者が農地の保全もしくは利用の増進のための農業用施設として、整理番号1は農業用倉庫として、整理番号2は農業用通路及び駐車場を整備するものです。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

農地の所在地、土地所有者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の23ページから25ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり、6件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、平成7年11月2日撮影の航空写真に写っている樹木は伐採されていたものの、現地は雑木やササが生い茂っていて山林の様相であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2、現地調査の結果、宅地として使用されており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3、現地調査の結果、樹木が生い茂っていて山林の様相であり、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4、現地調査の結果、照会地は市街化区域内で、平成24年6月22日付で農地法第5条届出の受理通知が行われ、店舗用地として使用していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号5、現地調査の結果、北側5分の3程度に雑木やササが生えており、南側5分の2程度は遊休農地状態でありました。また、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であることから、農地・一部非農地として回答しております。

次に、整理番号6、現地調査の結果、樹木や竹が生い茂っていて原野の様相であり、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

報告第6号ですが、議案書のとおり、2件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または第5条の許可後もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり事務所兼用住宅用地として転用されておりました。

整理番号2は、目的どおり進入路用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第6号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第13までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、ご連絡事項がございましたら、各委員の方、または事務局からお願いをいたします。

事務局お願いします。

○事務局 事務局から1点、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております配付資料について説明いたします。

黒い表紙の農業委員会手帳になります。中は、スケジュールのほかに、農業委員会憲章や農業委員会等に関する法律などが記載されておりますので、ご活用ください。また、身分証明書につきましては、現在の手帳から差し替えて使用してください。

なお、証明書の色は農業委員の方は緑色になっているかと思えます。推進委員の方につきましては紫色になっております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から連絡事項について説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 それでは、特にないということですので、本日本日予定していた日程、全て終了しました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第21回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時02分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月8日

農業委員会長

市 施 和 彦

署名委員

齋 藤 重 幸

署名委員

鶴 澤 英 夫